岡山県エコ製品の認定に係る留意事項

岡山県エコ製品の認定を受けた事業者の当該認定に係る事務は、岡山県エコ製品の認定及び利用の推進に関する要綱に定めるもののほか、この留意事項に定めるところによるものとする。

１　変更の届け出

変更の届け出は、岡山県エコ製品について、次の事由が生じた場合において別紙様式第１号により行うものとする。

（１）岡山県エコ製品の製造工場が変更されたとき
（２）岡山県エコ製品の主たる販売事業所に変更が生じたとき
（３）岡山県エコ製品の製造工程が変更されたとき
（４）岡山県エコ製品に使用する原材料が変更され、又は循環資源の使用割合が 10%以上変更されたとき（ 認定基準を満たさなくなった場合を除く。）
（５）岡山県エコ製品の主な用途が変更されたとき
（６）岡山県エコ製品の製品欄に記載された製品の一部が製造されなくなったとき
（７）岡山県エコ製品認定申請書の製品欄に記載された製品の一部が追加されたとき（ 同一ブランド・同一の用途であり、かつ、その他申請書の記載事項が同一であるものに限る。）
（８）その他申請書記載事項に変更があったとき

２　承継の届け出

承継の届け出は、岡山県エコ製品の製造加工場について、要綱第９条第１項に規定する者があるとき別紙様式第２号により行うものとする。

３　廃止の届け出

廃止の届け出は、岡山県エコ製品について、次の事由が生じたとき別紙様式第３号により行うものとする。

（１）認定を受けた製品が製造されなくなり、又は県内で販売されなくなったとき。
　　ただし、１の（６）に該当する場合を除く。
（２）認定を受けた製品が認定基準に適合しなくなったとき
（３）認定製品の申請事業者が当該製品の製造及び販売に係る一切の権利を失ったとき

４　年次報告

認定事業者が毎年度行う認定基準への適合性を証する試験検査結果等の報告は、別紙様式第４号により行うものとする。

附則
この留意事項は、平成 15 年３月 20 日から施行する。
附則
この留意事項は、平成 25 年４月１日から施行する。
附則
この留意事項は、令和５年３月 22 日から施行する。
附則
この留意事項は、令和８年 10 月 14 日から施行する。